

事件名：商標登録取消決定取消請求事件	法分野：商標法
知財高裁平成19年10月25日判決(平成19年(行ケ)第10205号)	
<p>【事案の概要】</p> <p>Xは、本件商標(「大阪プチバナナ」(標準文字):指定商品第30類「菓子及びパン」)につき平成17年8月23日に登録査定を受けたが、Aから登録異議の申立てがなされ、特許庁より、本件商標が、引用商標(「大阪ばな奈」(標準文字):指定商品第30類「菓子及びパン」)と類似し、指定商品も同一又は類似であるから、その登録が商標法第4条第1項第11号に違反すると判断され、本件商標の商標登録取消決定が下されたため、当該決定の取消を請求した事案。なお、引用商標に係る商標登録については、商標法第50条第1項による不使用取消審判請求(平成19年2月28日付でその商標登録原簿に商標登録取消審判の予告登録がなされている。)により消滅している。</p>	
<p>【争点】</p> <p>(1) 本件商標と引用商標との非類似 (2) 引用商標の不使用取消(商標法第4条第1項第11号に定める「他人の商標登録」に該当しないといえるか。)</p>	
<p>【争点に対する判断】結論：商標登録取消決定取消(本件商標と引用商標とは非類似である)</p> <p>(1) 争点(2)：否定 〔理由の要点〕 商標登録が商標法第4条第1項第11号に違反するかどうかの判断基準時は登録査定時であると解されるところ、本件商標に係る商標登録の登録査定時は、平成17年8月23日であり、そのときには引用商標に係る商標登録がまだ消滅していない(引用商標に係る商標登録が消滅したとみなされる時点は、予告登録日である平成19年2月28日(商標法第54条第2項))。 但し、引用商標が不使用取消により消滅したという事情は、商標の類否判断における取引の実情として斟酌される。</p> <p>(2) 争点(1)：肯定(本件商標と引用商標とは非類似である。) 〔理由の要点〕 商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断すべきものである。そして、商標の外観、観念又は称呼の類似は、その商標を使用した商品につき出所の誤認混同のおそれを推測させる一応の基準にすぎず、したがって、これら3点のうち類似する点があるとしても、他の点において著しく相違することその他取引の実情等によって、何ら商品の出所の誤認混同をきたすおそれの認めがたいものについては、これを類似商標と解することはできないというべきである(最高裁昭和43年2月27日判決「しょうざん事件」)。</p> <p>外観、観念・称呼の対比</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外観：非類似(本件商標が「プチバナナ」と片仮名で記載したものであるのに対し、引用商標は、「ばな奈」と平仮名で記載している。) • 観念：ある程度類似する(商品の形状・品質等を表示する語として理解される「プチ」の部分が異なるのみ) • 称呼：共通する点があるものの、異なる点もある(本件商標と引用商標とは、中間部において「プチ」の音の有無に差異があるところ、「プチ」ははっきり識別できる音であって、特徴的な響きを有する。) • 取引の実情：本件商標は、本件商標の登録査定時において、その使用により一定の信用が形成されていたものと認められるのに対し、引用商標は、不使用取消審判の登録時前3年以内(平成16年3月31日から平成19年2月28日)に使用されておらず、本件商標の商標登録査定時(平成17年8月23日)はもとより、その以前から引用商標が使用されていなかったものと認められるから、本件商標の登録査定時に、引用商標に何らかの信用が形成されていたとは認めることができない。 <p>以上を総合勘案すると、本件商標の登録査定時の時点において、引用商標との間で商品の出所を誤認混同するおそれがあったとは認められない。</p>	
<p>【コメント】</p> <p>引用商標が不使用取消請求により消滅している事実(不使用の事実)を、商標の類否判断で考慮した事案である。</p>	

【参考文献】

小野昌延「注解商標法〔新版〕上巻」274・275頁